

八尾市HACCP取組ステッカー使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市内食品等事業者における「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の普及及び市民へのHACCP制度周知を目的として作成する八尾市HACCP取組ステッカー（以下「ステッカー」という。）の交付及び使用の際に必要な事項を定めるものとする。

(ステッカーの交付対象)

第2条 ステッカーの交付対象及び枚数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付対象：八尾市内に施設を有する食品等事業者
- (2) 交付枚数：原則として1施設あたり1枚

(ステッカーの仕様)

第3条 ステッカーの仕様は、別記のとおりとする。

(ステッカーの使用条件)

第4条 ステッカーを使用する食品等事業者は、次の事項について自主点検を行い、すべての事項を満たしている場合に、当該施設へ貼付することができるものとする。

- (1) HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に関する事項
 - ① 衛生管理計画を作成していること。
 - ② 衛生管理計画に基づき、一般衛生管理及び重要管理の取り組みを継続的に実施していること。
 - ③ ②の実施結果を記録し、保存していること。
- (2) 食中毒予防に関する事項
 - ① 飲食店においては、鶏肉、牛内臓肉及び野生鳥獣肉（ジビエ）を生又は加熱不十分な状態で提供していないこと。

(使用上の遵守事項)

第5条 ステッカーの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条の使用条件を満たしていることを自主的に確認した施設で使用すること。
- (2) 消費者に誤認を与えるような方法でステッカーを使用しないこと。
- (3) 施設に貼付する以外の方法（商品に貼るなど）でステッカーを使用しないこと。

(ステッカーの使用料)

第6条 ステッカーの使用料は無料とする。

(ステッカーに関する権利)

第7条 ステッカーに関する一切の権利は、市に属するものとする。

(責任の制限)

第8条 ステッカーに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、ステッカーの交付及び使用について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

○ステッカー（大）

大きさ：142×204mm（※台紙はA5サイズ）

デザイン：下記のとおり



○ステッカー（小）

大きさ：95×95mm

デザイン：下記のとおり

